

公 告

下記のとおり一般競争入札に付します。

令和5年1月6日

支出負担行為担当官

第五管区海上保安本部長 服部 真樹

記

1 競争に付する事項

(1) 契約件名 監視取締艇定検修理

(2) 概 要 仕様書のとおり

(3) 履行期限 令和5年3月10日

(4) 履行場所 受注者施設

(5) 入札方式 本件は電子調達システムで行う。

なお、電子調達システムにより難しい者は紙による入札を行えるものとするので、下記4の場所にて「紙入札方式参加願」の交付を受け、資格審査結果通知書提出期限までに提出すること。

電子調達システムのURL <https://www.geps.go.jp/>

(6) 本件入札公告における入札執行回数は、原則として2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）で「役務の提供等」のCまたはD等級に格付けされている者であって、近畿地域又は四国地域を希望した者であること。

(2) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(3) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(4) 当該調達案件の履行に関する技術審査に必要な資料（技術審査申請書等）を提出し、合格と判断された者であること。

なお、技術審査は、「第五管区海上保安本部の船舶の修繕に関する技術審査基準」に基づき、第五管区海上保安本部船舶技術部長が行う。

(5) 第五管区海上保安本部長から指名停止の措置を受けていない者であること。

(6) 下記4項目の担当者から本件公告に係る仕様書を入手している者であること。

(7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

3 競争参加資格を確認するための書類について

入札参加希望者は、「資格審査結果通知書（写）」及び「確認書」を電子調達システムにより次の期限までに提出すること。

資格審査結果通知書提出期限 令和5年1月20日 12時00分

なお、紙により入札に参加する業者においては、「資格審査結果通知書（写）」及び「紙入札方式参加願」を同提出期限までに下記4項目の担当係へ提出すること。

- 4 契約条項等を示す場所及び契約・入札に関する問い合わせ
〒650-8551 兵庫県神戸市中央区波止場町1番1号
第五管区海上保安本部経理補給部経理課 入札審査係
電話 078-391-6555 (内線2223)
メール jcg5keiri7-4h9b@mlit.go.jp
- 5 仕様書の交付期間及び場所
交付期間 公告の日から令和5年1月20日 12時00分まで
場所 前記4項目の担当係へ申し出ること。
- 6 入札の場所及び日時
 - (1) 入札書受領期限
令和5年1月30日 17時00分 第五管区海上保安本部(9階経理課)
 - (2) 開札
令和5年1月31日 13時00分 第五管区海上保安本部(9階経理課入札室)
電子調達システムにより入札を行ったものは、上記日時には連絡の取れる態勢で待機していること。
- 7 入札保証金及び契約保証金に関する事項 免除
- 8 入札の無効
競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 9 落札の決定
 - (1) 第五管区海上保安本部入札・見積心得書による。
 - (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 10 契約書作成の要否 要
- 11 支払い条件
履行完了後
- 12 仕様書に関する問い合わせ先
第五管区海上保安本部船舶技術部 管理課
電話 078-391-6557 (内線2311)
仕様に関する質問については、電子調達システム又は書面により提出すること。
なお、質問の受付終了は、令和5年1月20日 12時00分とする。
- 13 その他
 - (1) 入札参加希望者が電子調達システムを使用して入札に参加した場合には、通知書等を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。
 - (2) 上記によるもののほか、この一般競争入札に参加する場合において、了知し、かつ、遵守すべき事項は「第五管区海上保安本部入札・見積心得」によるものとする。

以上公告する。